

令和 7 年度入学試験問題（前期日程）

小 論 文

特別支援教育教員養成課程
特別支援教育初等教育プログラム
特別支援教育中等教育プログラム

注意事項

1. 解答は、すべて別紙解答紙に横書きで記入すること。
2. 解答紙には、必ず受験番号を記入すること。

〔問〕

次の文章を読んで、文中にある「発想の転換」について、あなたの考えを 600 字以上 800 字以内で述べてください。

差別解消法が施行

4 月、改正障害者差別解消法（以下、本法）が施行された。これを機に、本法の意義について私見を述べておきたい。

結論から言えば、本法は「偏りすぎた社会」を見直すためにある。社会はあらゆる物事が「非障害者仕様」になっているため、障害者が参加するには障壁が多い。本法はその障壁を除去し、「誰もが参加しやすい社会」の実現を目指すものである。

こうした理念には多くの人が賛意を示す。が、個々の場面では障害者への反発が示されることも多い。事実、公共の施設などを利用した障害者がトラブルに直面した際、サポートを求めた障害者の側が「ワガママ」「クレーマー」などと責められることも少なくない。

本法はしばしば曲解されることもある。「障害者優遇施策」や「障害者に従わせる法律」などと喧伝（けんでん）されることさえある。本法の用語「合理的配慮」も紛らわしいところがある。元々この語は障害者権利条約の *reasonable accommodation* の訳であり、私は「その人がその場に参加するために必要な環境調整」と理解しているが、字面から「障害者に優しく接すること」と受け止め、それが法的に義務づけられることで人格を試されるような不安を覚える人もいるようだ。

こうした誤解の背景には何があるのか。社会の困窮化が進み、福祉や人権が相対的に「ぜいたく」に見えてしまうのか。猛威をふるう自己責任の風潮が「配慮を与えてもらえる人」への恨みをあおっているのか。様々な要因があるだろうが、ここでは、本法が公平な社会を目指すためのものであり、決して「障害者の方が生きやすい社会」を作るものではないという点を強調しておきたい。

とはいえ、公平な社会とは何なのか。著名な障害者運動家の横塚晃一（1935～78）の言葉を参照したい。彼は車椅子利用者の乗車を拒否したバス会社・労働組合との交渉で、こう訴えた。

「この問題は、車イスの障害者を乗せるか乗せないか、どうやったら乗せられるかが問題ではない。車イスの障害者が当然乗るものという発想の転換こそ必要なのだ」
（「母よ！殺すな」から）

障害者は「恩恵」や「施し」としてバスに乗せてもらうのではない。他の人が当たり前に利用するように、障害者もバスを利用する。そのように発想を変えてほしいという主張だった。

地道に焦りながら

私が本法について話す際、この「発想の転換」について触れることが多い。例えば、ある人が「どうしたら社会は障害者をより広く受け入れるようになるか」と考えたとする。どこにも問題がない問いのようだが、本当にそれで良いのか。

この問いは無意識のうちに「障害のない人が社会の主であり、そこに障害者という客人を迎え入れてあげる」という構図になっている。つまり、障害者が同じ社会の対等な構成員とは認識されていない。

障害者は誰かからの「恩恵」や「慈善」や「思いやり」の結果として社会で生きるわけではないし、「許容」や「許可」の範囲で社会参加するわけでもない。本法を機に議論したいのも、障害者に対して「どのくらい丁寧に遇するか」ではない。「どうしたら、このような『発想の転換』に至れるか」についてだ。

本法は、私たちの社会が「発想の転換」を目指すことを宣言したマニフェストと理解したい。もちろん、実現には長い時間がかかるだろう。本法を根付かせるには、「うまくいかないこともあるだろうけれど試行錯誤しながらやっっていこう」という根気強さと、「今この瞬間にも障害者の人生が制約を受けている現実を認識しよう」という危機感と、その両方が求められる。

横塚が残した言葉に「はやく、ゆっくり」がある。この言に倣い、地道に焦りながら、社会全体で本法を育てていく必要がある。

（出典）障害者への合理的配慮、公平な社会目指すため 二松学舎大学教授・荒井裕樹さん、朝日新聞 2024年5月21日、朝刊、p.23. 寄稿部分より